



市民後見人 養成講座 説明会のご案内

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度です。この制度において、ご本人を支援してくれる人を「成年後見人」と呼びます。

市民後見人とは？

ご本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支え合いの観点から身近な立場で支援を行うためにふくい嶺北成年後見センターにおいて養成した、親族や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）以外の市民のうち、成年後見人として家庭裁判所から選任された人のことをいいます。

日時 令和5年7月25日火曜日 14時～15時

参加費 無料

場所 フェニックス・プラザ2階 小ホール
(福井市田原1丁目13-6)

申込方法 下記のQRコードから
申込フォームにアクセスし、必要事項を
ご記載の上お申し込み
ください
申込締切 6月30日

対象 すべて当てはまる方
・福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町に在住または在勤の方
・おおむね70歳以下(令和5年4月1日時点)の方
・市民後見人として活動を希望している方

内容 市民後見人の活動紹介
・養成講座の概要(講座の内容・募集方法)
※市民後見人養成講座の申し込みのためにはこの説明会への参加が必要です。

申込は
こちらから!



ふくい嶺北成年後見センター

電話 0776-28-3775 FAX 0776-28-3776

電子メール reihokukouken@fukuic-shakyo.jp

福井県福井市田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ4階